

市民参画

本計画の策定にあたっては、清瀬市長期総合計画策定審議会のほか、市民懇談会や市民アンケート、パブリックコメント等の市民参加の機会を通じて、市に関わる数多くの方々からさまざまなご意見をいただきました。

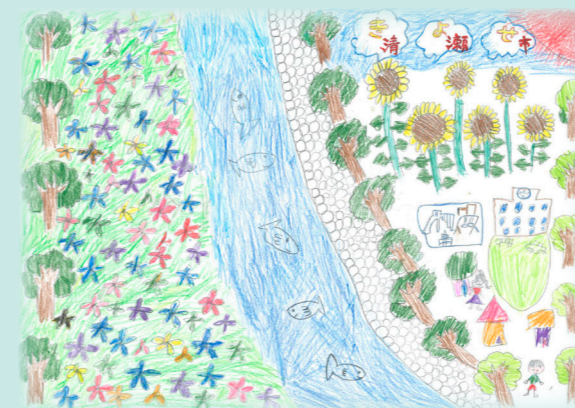
令和5年度	7月	清瀬市政世論調査
令和6年度	8～10月	地域別懇談会
令和7年度	7月	市立小中学生に絵画を募集
		「10年後の理想の清瀬」模造紙展示
		「清瀬市の10年後の理想の姿」市民アンケート
	8月	市民ワークショップ
		保育園児・幼稚園児アンケート
	9月	パブリックコメント
		中学生インタビュー
		外国人市民インタビュー
		障害者団体アンケート・インタビュー
	10月	市民まつり
清瀬市市民意識調査		
1月	小中学生の絵画展示（～2/11）	
2月	市民説明会	



第5次 清瀬市長期総合計画

（概要版）

ともに未来をひらき
笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬



清瀬市ってどんなまち？

What kind of city is Kiyose?



目次 CONTENTS



東京都多摩地域の

北部

にあります



清瀬市人口

75,682人



出所：住民基本台帳（令和8（2026）年1月時点）

都心、池袋への
アクセスが良好

清瀬駅 ↔ 池袋駅 約25分



西武池袋線 清瀬駅
1日の
平均乗降者数
62,526人
第7位

出所：西武鉄道株式会社公式サイト（令和6（2024）年度）

緑被率※1 36.9%

※1 緑被率は、市全体面積に対する樹木、草地、
屋上緑化など緑に覆われた部分の面積の割合のこと



出所：清瀬市みどりの基本計画
（令和2（2020）年3月時点）

人口当たりの病院ベッド数（一般病床※2）

多摩26市中 第1位※3



※2 精神・感染症・結核・療養病床以外の病床

※3 総病床数では、多摩26市中第2位

出所：[東京都の医療施設—令和5年医療施設（静態・動態）調査・病院報告結果報告書—]及び住民基本台帳（令和5（2023）年1月1日時点）をもとに算出

計画の位置づけ 3

第5次清瀬市長期総合計画の構成と期間

(1) 第5次清瀬市長期総合計画の構成 3

(2) 第5次清瀬市長期総合計画の期間 3

第4次清瀬市長期総合計画のふりかえり

(1) 成果 4

(2) 課題 4

まちづくりの基本理念 5

将来像 6

計画の体系 7

12の基本目標と27の施策

将来像1 9

将来像2 10

将来像3 11

将来像4 12

計画の位置づけ

第5次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

様々な地域課題がある中で、より良いまちづくりを推進していくためには、行政だけではなく、市民や市民活動団体、企業など、地域の多様な主体と協働することが重要です。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民をはじめとする多様な主体と行政のお互いの役割分担を明示しつつ、まちの将来像をともに実現するための計画として位置づけます。



第5次清瀬市長期総合計画の構成と期間

1) 第5次清瀬市長期総合計画の構成

第5次清瀬市長期総合計画は、基本構想、基本計画、実行計画の三層構造とします。それぞれの位置づけ、期間は以下の通りです。

基本構想	10か年	基本構想は、まちづくりを進める上での基本的な考え方である「基本理念」、目指すべき将来像、分野毎の現状と課題を踏まえた市政運営の基本目標を示すものです。
基本計画	10か年 (5年で見直し)	基本計画は、基本構想を実現するための具体的な施策やその方向性を示すものです。
実行計画	3か年 (毎年見直し)	実行計画は、基本計画で示した施策の方向性に基づき、行政課題ごとの施策推進の方向性、手段としての具体的な事務事業等を示すものです。

2) 第5次清瀬市長期総合計画の期間

第5次清瀬市長期総合計画は、令和8(2026)年度を初年度とし、10年後を目標年次とします。



第4次清瀬市長期総合計画のふりかえり

1) 成果

平成29(2017)年	「清瀬のうちおり」が国の重要有形民俗文化財に指定
令和2(2020)年	市制施行50周年
令和3(2021)年	市役所新庁舎完成
令和4(2022)年	「ゼロカーボンシティ」を宣言
令和6(2024)年	内閣府より「SDGs未来都市」に選定される 清瀬駅開業100周年記念式典開催
令和7(2025)年	市制施行55周年
令和8(2026)年	南部児童館等複合施設(まつぼっくる)オープン

2) 課題

人口減少社会	自然災害への対応
清瀬市は2025年頃に人口のピークを迎え、その後は緩やかに減少すると推計されています。年少・生産年齢人口は既に減少し、老年人口は2050年まで増加が続く見込みで、少子高齢化が一層進行します。人口構成の変化は市の将来に大きな影響を与えるため、定住・移住促進や関係人口の拡大、デジタル技術の活用により、「選ばれるまち」として安全・安心で活力ある地域づくりが求められます。	東京都の被害想定では、首都直下地震により清瀬市でも震度6弱～6強の揺れが想定されています。公共施設や住宅の耐震化などのハード対策と、防災教育・訓練のソフト対策を組み合わせ、防災力の向上が必要です。あわせて、多言語化やデジタル技術を活用した迅速な情報発信体制を整備することが重要です。さらに、老朽化施設の更新期集中や人材不足に対応し、効率的な維持管理を進め、安全・安心なまちづくりを推進する必要があります。
デジタル化(DX)	脱炭素化(GX)
人口減少と少子高齢化が進む中、地域課題の解決にはデジタル技術の活用が重要です。自治体DXによる窓口業務の効率化に加え、医療・保育・観光・交通など生活分野でのDX推進が求められます。従来制度の見直しと将来の人口構成に応じた行政サービスの最適化も必要です。清瀬市でもオープンデータ化や高齢者向けスマホ講座を進めており、今後は多様な主体と連携した地域DXの一層の推進が課題です。	地球温暖化は深刻な環境問題であり、温室効果ガス削減は世界共通の課題です。各国で脱炭素の取組が進み、日本も2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルを掲げています。清瀬市も2050年までにCO ₂ 排出実質ゼロの「ゼロカーボンシティ」を宣言し、多様な主体の連携による排出削減や再生可能エネルギー活用、省エネ推進を通じて、地域課題の解決と経済循環の両立を目指しています。

まちづくりの基本理念

基本理念は、地域全般に及ぶ将来のビジョンを示すとともに、まちづくりを進める上での基本的な考え方を表しています。清瀬市では、市民をはじめ、清瀬市に関わる方々の声を基に、基本理念を次のように定めています。



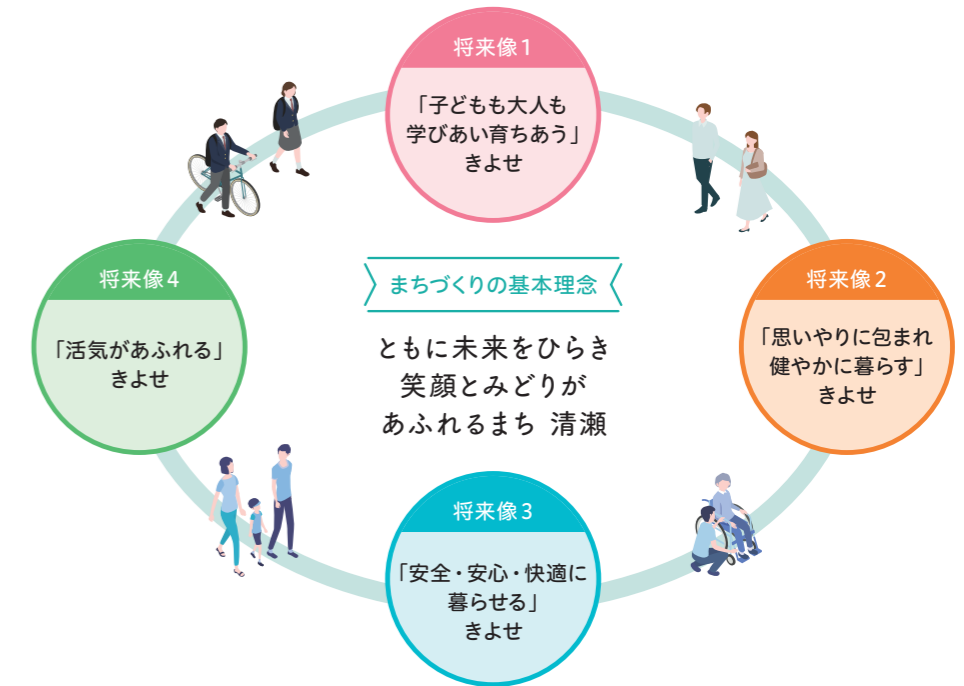
この基本理念には、10年後の清瀬市の未来に向かって、市に関わるすべての人々が一体となって協力しながら、誰もが希望を持ち、幸せを実感できるまちを創っていきたいという想いや、清瀬市が誇る豊かな自然を次世代へ受け継いでいきたいという想いが込められています。

我が国全体の人口減少や少子高齢化の進行、さらに財政面での厳しい状況が続く中、市民の価値観やライフスタイルはますます多様化し、行政には高度で複雑なニーズへの対応が求められています。

そのような厳しい時代にあっても、「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」の基本理念のもと、清瀬市に関わるすべての人々が一体となり、新たなまちづくりに挑戦します。そして、誰もが希望を持ち、幸せを実感できる清瀬市の未来をともに創造していきます。

将来像

「ともに未来をひらき 笑顔とみどりがあふれるまち 清瀬」という基本理念のもと、あらゆる施策を実行し、4つの将来像（10年後のまちの姿）の実現を目指します。



将来像1 「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ

子どもの育ちと学びが地域全体で支えられるとともに、市民誰もが生涯にわたって学びの機会を得られる環境を整備することで、すべての世代が心豊かに生活できるまちを目指します。

将来像2 「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ

すべての市民が必要に応じた支援や医療を受け、健やかで心豊かに生きいきと暮らすことができるよう、関係機関や地域との連携・協働を通じて、思いやりに包まれたまちを目指します。

将来像3 「安全・安心・快適に暮らせる」きよせ




豊かなみどりや農地を次世代に引き継ぎながら、都市基盤や居住環境の充実、防災・防犯体制の充実・強化を図ることで、誰もが「安全・安心・快適」と感じるまちを目指します。

将来像4 「活気があふれる」きよせ

市と関係機関が連携して商店街や市内産業の活性化及びまちの魅力の発信に取り組むとともに、職員が力を発揮できる体制の整備など行政基盤を強化することで、にぎわいと活気あふれるまちを目指します。

計画の体系

将来像	基本目標	施策番号	施策
1 「子どもも大人も 学びあい育ちあう」 きよせ	11 子どもの成長を支える 社会の構築 	111	地域全体で子どもの育ちを支える仕組みの整備
		112	子どもとその家庭に関する相談体制の充実
	12 一人ひとりの学びと 学びあいの充実 	121	学校教育の充実
		122	地域による子どもの育ちと学びの支援
		123	生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援
	2 「思いやりに包まれ 健やかに暮らす」 きよせ	21 誰一人取り残さない 支援の充実 	211
212			高齢者の支援
213			生活の安定の確保及び自立
214			障害者（児）の支援
22 「健幸づくり」の推進 		221	健幸づくりの支援
		222	公的医療保険制度の適切な運営
23 協働による まちづくりの推進 		231	ジェンダー平等社会の推進
		232	市民協働・人権啓発・平和の推進
		233	暮らしの相談体制の充実

将来像	基本目標	施策番号	施策
3 「安全・安心・ 快適に暮らせる」 きよせ	31 住みよい まちづくりの 推進 	311	適切な土地利用の推進と住環境の整備
		312	道路ネットワークと交通環境の整備
		313	汚水・雨水の処理
	32 環境に やさしい 取組の推進 	321	循環共生型社会の推進
		322	自然と調和したまちの整備
	33 安全・安心な 暮らしの 実現 	331	防災・防犯体制の充実・強化
4 「活気があふれる」 きよせ	41 地域産業の 振興 	411	産業・観光の振興
		42 まちの魅力の 創造と発信 	421
	422	シティプロモーションの推進	
	43 職員が力を 発揮できる 組織づくり 	431	職員の育成強化と組織の強化
		432	業務変革の推進
	44 健全な 行財政の 運営 	441	持続可能な財政の運営
442		長期的な視点に立った公共施設等の維持・活用	

12の基本目標と27の施策

将来像1 「子どもも大人も学びあい育ちあう」きよせ

〔基本目標11〕子どもの成長を支える社会の構築

子どもの権利を守る社会の実現に向けて、子どもが安心して育つことや子育て世代が安心して出産・子育てすることができる環境を整備することが大切です。

そのため、子どもや子育て世帯に対するサービスの充実や子育てに関する相談体制の強化を図るなど、地域全体で切れ目ない支援を行います。



施策	111	地域全体で子どもの育ちを支える仕組みの整備
	112	子どもとその家庭に関する相談体制の充実

〔基本目標12〕一人ひとりの学びと学びあいの充実

学校教育や子どもたちへの地域支援、生涯学習などの充実により、すべての世代が豊かな生活を送ることができる環境を整備することが大切です。

そのため、時代に即した教育環境や一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援環境を整備するなど、学校教育を一層充実させ、子どもたちの「確かな学力」や「豊かな人間性」、「健やかな体」といった「生きる力」を育みます。

また、学校と地域の連携・協働により子どもたちの健やかな成長を支えるとともに、子どもたちを支える大人も含め誰もが生涯にわたって学びの機会を得られる環境を整備します。



施策	121	学校教育の充実
	122	地域による子どもの育ちと学びの支援
	123	生涯学習・文化・芸術・スポーツの支援

将来像2 「思いやりに包まれ健やかに暮らす」きよせ

〔基本目標21〕誰一人取り残さない支援の充実

高齢者や障害者をはじめ、誰もが地域に居場所を持ち、適切な支援を受けながら地域との繋がりを実感できることが大切です。

そのため、障害の有無や年齢をかかわらず、すべての人のニーズに応じた適切な支援を、福祉や医療などと連携して実施します。

また、複合的な課題を持つ方やその家族に対しても、誰一人取り残すことのないよう、重層的な支援体制を整備します。



施策	211	地域福祉の推進
	212	高齢者の支援
	213	生活の安定の確保及び自立
	214	障害者(児)の支援

〔基本目標22〕「健幸づくり」の推進

市民一人ひとりの主体的な健康づくりや適切な医療を受けることを通じて、すべての人が健やかで心豊かに生きいきと暮らせる社会をつくるのが大切です。

そのため、生涯を通じた切れ目のない医療を受けられる体制を整備するとともに、定期的な健康診査やこころの健康づくりを推進します。

また、健康づくりに役立つ情報を、子どもから高齢者まで世代に合わせて発信し、誰もが健康的な生活習慣を実践できるよう支援します。

さらに、医療提供体制の偏在解消や災害時医療体制の充実、かかりつけ医療機関の定着化を図ることを通じて、健康を支え守る社会環境を整備します。



施策	221	健幸づくりの支援
	222	公的医療保険制度の適切な運営

〔基本目標23〕協働によるまちづくりの推進

年齢、性別、障害、国籍などに対する差別や偏見がなく、多様なバックグラウンドを有する人たちがお互いの文化を尊重し認め合うことが大切です。また、幅広い世代の市民や地域の多様な主体が積極的に地域課題へ取り組むことが大切です。

そのため、ジェンダー平等を啓発し、困難を抱える女性等への支援に力を入れるとともに、地域貢献活動や人権尊重、平和への意識向上を促します。

さらに、消費生活や市民相談制度についての情報提供を充実させ、消費者団体が活発かつ継続的に活動できる環境を整えます。



施策	231	ジェンダー平等社会の推進
	232	市民協働・人権啓発・平和の推進
	233	暮らしの相談体制の充実

将来像3 「安全・安心・快適に暮らせる」きよせ

〔基本目標31〕 住みよいまちづくりの推進

本市の特色であるみどりや農地を活用しながら、駅周辺のにぎわい創出や商業機能の集積、市内外のアクセス向上を図ることで、住みよいまちづくりを進めることが大切です。

そのため、みどりや農地、住宅地が調和した、安全・安心・良好な居住環境の保全を図るとともに、快適な交通環境の整備を進めます。

また、下水道施設の老朽化対策や地震対策など、市民の安全な生活を支える施策を着実に推進します。



施策	311	適切な土地利用の推進と住環境の整備
	312	道路ネットワークと交通環境の整備
	313	汚水・雨水の処理

〔基本目標32〕 環境にやさしい取組の推進

豊かな自然環境や景観を適切に保全しながら、誰もが安心して快適に過ごせる生活環境を整備することが大切です。

そのため、地域全体でゼロカーボンに向けた意識を共有し、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー化を促進します。

また、持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、ごみの発生抑制や資源の有効活用を図ります。

さらに、四季折々の景観や多様な活動を楽しむ場を提供できるよう、公園や緑地の適切な維持管理に努めます。



施策	321	循環共生型社会の推進
	322	自然と調和したまちの整備

〔基本目標33〕 安全・安心な暮らしの実現

防災・防犯体制が十分に構築され、自助・共助・公助が適切なバランスで整っていることが大切です。

そのため、消防や警察などの関係機関との連携体制を強化するとともに、市民・事業者など各主体への高い防災・防犯意識の向上を図ります。

また、犯罪については未然の防止のための注意喚起を行うとともに、警察などの関係機関と連携し、市内のパトロールを強化します。



施策	331	防災・防犯体制の充実・強化
----	-----	---------------

将来像4 「活気があふれる」きよせ

〔基本目標41〕 地域産業の振興

市内産業の活性化や農のある風景の保全を通じて、まちのにぎわいを創出することが大切です。そのため、関係機関と連携し、市内中小企業への様々な支援や商店街の活性化に向けた取組などを行います。

また、スマート農業の推進や農地貸借などの農地の活用、地産地消の促進を図ります。さらに、観光資源の掘り起こしや既存の資源の磨き上げなどを行うことで、交流人口の増加を図ります。



施策	411	産業・観光の振興
----	-----	----------

〔基本目標42〕 まちの魅力の創造と発信

都市の利便性と美しい自然環境の調和を図るとともに、知名度向上やシビックプライド※の醸成を進めることで、誰もが住みたいと思える魅力的なまちづくりを推進することが大切です。

そのため、みどり豊かであることやコンパクトシティ※であることなどの地域特性を活かした都市づくりを推進します。

また、新たになぎわいの創出と地域資源の活用による地域活性化に取り組み、市のブランド価値向上を図ります。

※都市農業や医療・福祉施設、高等教育機関が集積する快適性と利便性を備えた清瀬市の特色

※住民が自分の住む地域に対して持つ誇りや愛着



施策	421	清瀬の未来の創造
	422	シティプロモーションの推進

〔基本目標43〕 職員が力を発揮できる組織づくり

市民ニーズを的確に捉えた生産性の高い職員の確保と育成を図ることや、あらゆる業務のデジタル化を推進することを通して、高品質で安定した行政サービスを提供することが大切です。

そのため、職員一人ひとりが能力を十分に発揮できる環境を整えるとともに、デジタル人材の育成やデジタル技術を活用した業務の見直し、デジタル基盤の整備に取り組みます。



施策	431	職員の育成強化と組織の強化
	432	業務変革の推進

〔基本目標44〕 健全な行財政の運営

人口減少が進み、市財政が厳しさを増す中で、市民サービスを維持しながら行財政改革を進めることが大切です。また、公共施設の適正化に向けた取組を着実に推進していくことが大切です。

そのため、自主財源の拡充に取り組むとともに、事業の見直しや民間の力の活用を行うことで、行政サービスの向上と適正化に努めます。

また、公共施設等を総合的かつ計画的整備・管理するとともに、有効的な活用を図ります。



施策	441	持続可能な財政の運営
	442	長期的な視点に立った公共施設等の維持・活用